

(平成24年4月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月頃から25年10月頃まで
女学校を卒業後、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。給与から厚生年金保険料を引かれていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年3月に女学校を卒業した後にA社に勤務したと申し立てているところ、同校が保管する卒業生名簿によると、申立人は25年3月に同校を卒業したことが確認できることから、申立期間のうち22年4月頃から25年3月までの期間については、勤務していなかったものと考えられる。

また、法人・商業登記簿謄本により、当該事業所は申立期間に存在していたことが確認できるものの、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和26年4月1日であることから、申立期間当時は、適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、当時の事業主は既に死亡している上、当該事業主の妻も、「資料等は保存年限を経過していることから保管されておらず、厚生年金保険の届出については不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることができない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和26年4月1日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者12人（事業主及び申立人が事務担当者であったとする者と同姓の被保険者を含む。）のうち、生存及び所在が確認できた二人に照会したものの、当該二人は「申立人を知らない。」と述べていることから、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができず、このうち同

年同月以前から勤務していたと考えられる者は、「入社時は厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。